

ふるさと納税返礼品の地場産品基準の誤りについて

南木曾町では、米の地場産品基準の誤りを受け、現在登録している返礼品の登録基準を改めて確認しました。その結果、返礼品の一部（和せいろ）に、総務省に確認を受けている内容と実態が異なっていた事案がありました。

● 概要

当該返礼品は南木曾産と表示していたが、製造の下請け工場が他県に所在していた。総務省へは地場産品基準3号で登録していたが、実態と異なっていることが判明した。

〔基準3号 当該地方団体の区域内において返礼品等の製造、加工その他の工程のうち主要な部分を行うことにより相応の付加価値が生じているものであること〕

● 返礼品の概要

- ・ひのき製和せいろ 十字浅の蓋付き すのこ付き蒸し器 2品目
- ・曲げ輪おひつ 2品目

● 当該返礼品の寄付状況

対象期間 令和7年3月7日～令和7年5月26日

寄付件数 8件 寄付金総額 34万円 発送数量 8個

● 経過と町の対応状況

返礼品提供事業者から新規返礼品の登録申請を受けるにあたり、付加価値を確認する過程で、既に登録済の返礼品について、付加価値に疑義が生じたため調査をした。

基準を満たしていないことを確認したため、即時に寄付募集を停止しポータルサイトから削除した。

県へ一報するほか、改めて全ての町内返礼品提供事業者へ文書にて地場産品基準の確認を行った。

● 本事案の原因

県外に所在する返礼品提供事業者は自社の商品管理システムへ商品情報を登録する時、ふるさと納税の返礼品とする想定をしていなかったため、製品の詳細情報を登録していなかった。返礼品の申請をするにあたり、システム情報の「日本製」「製造委託業者が南木曾町内に所在」から南木曾産と誤認したまま登録申請をした。

町は返礼品提供事業者からの申請時に書面の内容確認のみで、製造委託業者や下請け工場への確認まで行わなかった。

● 今後の対応

返礼品を受け取った寄付者に対しては文書にてお詫びする。

返礼品登録時には、実地で確認を行うこととする。